

○防衛省告示第六十二号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）  
第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定した告示（令和二年防衛省告示第七十号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十八日

防衛大臣 浜田 靖一

第二十六号の表対象防衛関係施設の区域の項の図面を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。）

第二十六号の表対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項中「五 北緯二十六度二十六分五十八秒、東経百二十七度五十三分五十四秒の点」を「五 北緯二十六度二十六分五十五秒、東経百二十七度五十三分五十三秒の点」に改め、同項の図面を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。）